明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務四九）　一
○下水道法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五五）　二
○下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通・環境二）　三
○水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令（環境一四）　三
○排水基準を定める省令の一部を改正する省令（同一五）　三
〔告　示〕
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件（国土交通六二四）　八
○水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（環境八四）　八
○地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件（同八五）　八
○環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件の一部を改正する件（同八六）　八
○水質汚濁防止法施行規則第六条の二に基づき環境庁長官が定める検定方法の一部を改正する件（同八七）　八
○水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき、環境庁長官が定める測定方法を定める件の一部を改正する件（同八八）　八
○道路に関する件（北海道開発局五七）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（同五八、五九）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一六
会社その他
会社決算公告　一六

省令

○総務省令第四十九号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百四十六号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の二第一項並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第三項から第五項まで及び第十九条第二項の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十三日

総務大臣　川端　達夫

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第一項中「この条、次条、第二十八条の二の三及び第二十八条の二の七において」を削る。

第二十七条の五第一項中「この条において」を削る。

第二十八条の二の三の見出し中「圧縮天然ガス等充**塡**設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充**塡**設備設置給油取扱所」に改め、同条第一項中「圧縮天然ガス等充**塡**設備設置給油取扱所、圧縮水素充**塡**設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」に改める。

第二十八条の二の七第一項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」の下に「、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を加え、同条第二項中「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所」の下に「及び圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」を加える。

第二十八条の二の八第三項中「もの」の下に「（次項に定めるものを除く。）」を加え、同条第四項中「圧縮天然ガス等充**塡**設備設置給油取扱所」を「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所」に改める。

第二十八条の五十四第一号中「塗装」を「専ら塗装」に改め、同条第一号の二中「洗浄」を「専ら洗浄」に改め、同条第二号中「焼入れ」を「専ら焼入れ」に改め、同条第三号中「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が四十度以上の第四類の危険物に限る。）を消費する」を「危険物（引火点が四十度以上の第四類の危険物に限る。）を消費するボイラー、バーナーその他これらに類する装置以外では危険物を取り扱わない」に改め、同条第四号中「車両」を「専ら車両」に改め、同条第五号中「固定した」を「専ら固定した」に改め、同条第六号及び第七号中「を設置する」を「以外では危険物を取り扱わない」に改め、同条第八号中「ため」を「ための」に、「を設置する」を「以外では取り扱わない」に改め、同条に次の一号を加える。

九　令第十九条第二項第九号に掲げる一般取扱所　危険物（第四類の危険物に限る。）を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が三十倍未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）

第二十八条の五十五の見出し中「吹付塗装作業等の」を「専ら吹付塗装作業等を行う」に改める。

第二十八条の五十五の二の見出し中「洗浄作業の」を「専ら洗浄作業を行う」に改める。

第二十八条の五十六の見出し中「焼入れ作業等の」を「専ら焼入れ作業等を行う」に改める。

第二十八条の五十七の見出し中「ボイラー等で危険物を消費する」を「危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない」に改め、同条第四項第三号中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二十八条の五十八の見出し中「充てんの」を「専ら充**塡**作業を行う」に改める。

第二十八条の五十九の見出し中「詰替えの」を「専ら詰替え作業を行う」に改める。

第二十八条の六十の見出し、第二十八条の六十の二の見出し及び第二十八条の六十の三の見出し中「を設置する」を「以外では危険物を取り扱わない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）

第二十八条の六十の四　第二十八条の五十四第九号の一般取扱所に係る令第十九条第二項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。